

## 「平成 30 年度 神奈川県立新栄高等学校における部活動に係る活動方針」

神奈川県立新栄高等学校

### a) 部活動とは

学習指導要領「総則」の中で「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動においては、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感、涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育活動との関連が図られるよう留意すること」と位置付けられている。

### b) 部活動の設置

部活動は、生徒一人ひとりの興味・関心に応じて行われるものである。よって、学校においては、「競技力・表現力向上志向」「レクリエーション志向」「健康志向」「複数活動思考」など多様な選択肢の部活動を設置するなど、大会やコンクールの結果や成績等を追求するだけでなく、生涯にわたってスポーツや文化的な活動に親しむ基礎を培うことや生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう、生徒の多様なニーズに応じた指導を行うことができる部活動を設置する。

### c) 効果的な活動の推進のための取り組み

・運動部活動の実施に当たっては文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止、及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

・運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高めること等を理解する。また、生徒の体力の向上や、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるように、そして生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるように生徒とのコミュニケーションを十分に図る。

・文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化活動に親しむ基礎を培うことができるよう、また、それぞれの目標を達成できるように生徒とのコミュニケーションを十分に図る。